



中央社保協 News

「いのち・暮らしまもれ—安全・安心の医療・介護を」大運動推進中

2014年10月22日

<発行>

中央社会保障推進協議会

TEL 03-5808-5344

第14-08号

10・22 昼休み緊急パレード



トラクターも
デモ行進?

米作り守れ、主食守れ!

農民、労働者、婦人団体が国会デモ



米価が暴落するなか10月22日、「米作り守れ、主食守れ」と10・22昼休み緊急パレードが取り組まれ、いま開かれている臨時国会に向けて請願デモ行進を行ないました。農民運動全国連絡会（農民連）、全労連、新日本婦人の会などで行く実行委員会のよびかけに雨のなか200人が参加しました。

日本の主食＝お米の生産にかかる費用は60キロ当たり1万6000円なのに、市場における米価はその半分に満たない7000～8000円。生産者からは“コメ作って飯くえねえ～”の声があがっています。「過剰米」が出ているのに「市場に任せる」として手立てを取らない安倍政権の無策が原因。

これを放置しておいて、「地方創生」など成り立ちません（デモ参加者）。



議員面会所前で「主食守れ」とコールする参加者(上・衆議院、下・参議院)

生存権裁判の支援、大きく広げ 勝訴をかちとろう！

全国連絡会が
学習決起集会

生活保護利用者の70歳以上の高齢者に支給されていた「老齢加算」の廃止は、「憲法25条に違反する」として、その復活を求めてたたかっている「生存権裁判を支援する全国連絡会」は10月19日、すべて裁判勝利をめざす学習決起集会を都内文京区で開きました。

2年以上も待たせた挙句、不当判決

最高裁第1小法廷は10月6日、福岡と京都の原告団が上告していた2つの裁判について「原告の請求を棄却」する不当判決を言い渡しました。2012年2月に東京の原告団に出した判決を「コピーしたような内容」「高齢者の生活実態を無視」「行政に甘い判決」(弁護団)と批判の声があがっています。

京都は2012年3月に上告(下表)。原告は70～80歳代。身体にムチ打って法廷に。2年以上も待たせた挙句、福岡と同じ日に不当判決を言い渡したのです。生存権裁判をたたかう原告のなかには、加齢により病床に臥したり、亡くなる方も生まれています。

判決日は、台風18号の影響で天候は大荒れ、新幹線も一部運転を取り止めるなど、困難な状況のなか駆け付けた原告らに対し、判決は「わずか数秒で終り、閉廷に」(傍聴者)。

続く裁判の勝利を

全国連絡会の井上英夫会長(金沢大学名誉教授・写真)が開会挨拶を行ない、「この裁判は人権確立の運動として大きく広げ、引き続き裁判で不当判決を許さず勝訴をかちとりましょう」とよびかけました。



「審議会」政治に“お墨付き”与える

広島裁判弁護団の我妻正規弁護士が「最高裁と裁判闘争」と題して報告。生存権裁判＝老齢加算削減・廃止の取消請求事件＝とは何かとしたうえで、憲法25条に基づき1960年に創設、40年以上にわたる制度の廃止は、国民にとって「不利益変更」であり、裁判所はこの点に「一言も触れていない」と指摘。不利益変更には「正当な理由が必要」と述べました。さらに判決は、老齢加算廃止にあたって、厚労相の「判断に過誤はなく裁量権の逸脱はない」としたことと触れ、最高裁は「裁量統制」の判断基準として▽専門的知見との整合性、▽統計的数値の合理性—を挙げていることを指摘。国の政策・制度に「審議会政治」が横行するなか、裁判所が“お墨付き”を与えるものと厳しく批判しました。

◇生存権裁判 最高裁判決状況と今後の進行

※年数は、すべて西暦 (14年10月19日現在)

原告団	上告日	最高裁進行状況 (判決日)	下級審判決 (判決日)
東京	10年 6月 7日	不当判決 (12年 2月28日)	東京地裁 不当判決 (06年 6月26日)
京都	12年 3月24日	不当判決 (14年10月 6日)	大阪高裁 不当判決 (12年 3月14日)
福岡	13年12月26日	不当判決 (14年10月 6日)	福岡高裁差戻審 不当判決 (13年12月16日)
新潟	14年 4月 1日	上告中	東京高裁 不当判決 (14年 3月24日)
広島	14年 4月 7日	上告中	広島高裁 不当判決 (14年 3月26日)
秋田	14年 7月10日	上告中	仙台高裁秋田支部 不当判決 (14年 6月30日)